

研究の倫理審査における倫理規程の運用内規

1. 目的

この内規は、倫理規程第1章総則の第5条から第8条、および第10条に示す（研究者としての責務）、（共同研究者の責任）、（インフォームド・コンセント）、（個人情報の保護）および（利益相反）に基づき、本学会における研究倫理に関して、具体的なルールと運用について定める。

2. 適用範囲

この内規は、本学会に投稿されたすべての著作および本学会が主催・またはそれに相当する学術大会における応募演題の倫理審査に適用する。

3. 管理体制と具体的な審査分担

- (1) 本学会誌に投稿されるすべての論文等の倫理審査は、編集委員会委員が各専門分野に応じて担務し、必要に応じて倫理審査委員会委員が審議に加わる。
- (2) 本学会のRadiological Physics and Technology (RPT誌) に投稿されるすべての英語論文等の倫理審査は、英語論文誌編集委員会委員が各専門分野に応じて担務し、必要に応じて倫理審査委員会委員が審議に加わる。
- (3) 本学会が主催またはそれに相当する学術大会等における応募演題の倫理審査は、プログラム委員会の倫理審査担当委員が担務し（主務は総会学術大会と秋季学術大会のみ）、必要に応じて倫理審査委員会委員が審議に加わる。

4. 研究対象者の生命、健康、プライバシーおよび尊厳の保護

倫理規程第1章総則の第5条の（研究者としての責務）に基づき、患者やボランティア等の研究対象者（以下「研究対象者」という）の生命、健康、プライバシーおよび尊厳を守るための倫理規程の具体的な運用について示す。

- (1) 研究者および研究機関（以下、研究者）は、許容範囲を超える放射線被ばく、苦痛の範囲が社会的な許容範囲を超える肉体的・精神的苦痛を伴う行為、および医学的妥当性が認められない不必要な薬剤投与等の侵襲的な行為を行ってはならない。なお、許容範囲などについては、臨床研究法・各倫理指針などに基づく各施設などにおける倫理審査委員会で判断するものとするが、この判断が学会の観点から問題があると考えられる場合には、本学会の手順に基づき審査を行い、その審査結果が優先される場合がある。なお、放射線被ばくの許容範囲に関しては、ICRP Publication 62などを参考にする。
- (2) 研究者は、社会的弱者（該当施設の職員、老人、児童、障害者など）を対象とする場合には、強制や不当な威圧などを行わず、研究対象者の権利と福祉を守るための追加的な保護措置を研究計画書の中に含め、記載しなければならない。
- (3) 研究者は、研究対象者に対して、時間的、肉体的拘束を伴う行為、または、精神的な負担を課する場合は、必ず当該研究について倫理審査委員会の承認を得なければいけない。
- (4) 研究者は、当該研究・医療機関に所属するスタッフ等を含むすべての研究対象者から得られたすべてのデータ（検査結果、アンケート結果、被ばく線量等）を個人情報として取り扱い、それらを研究に用いる場合は、必ず当該研究について倫理審査委員会の承認を得なければいけない。
- (5) 国外からの応募演題および投稿論文に関しては、原則として、それぞれの国情に応じて、研究者が所属する機関の倫理審査委員会の判断を優先するが、上記の(1)については、国内からの応募演題および投稿論文と同様に扱う。

5. 不正行為の禁止と防止

- (1) いかなる場合であろうとも、正当な理由なく、研究者が取得したデータの一部を削除・修正・改ざんする行為は認めない。
- (2) 他人の著作物にある表現や独自性・独創性のあるアイデア・企画等を盗用し、それを独自に考え出したものとして公衆に提示する行為は認めない。
- (3) 論文の成立に直接貢献していない者が、あたかも論文の共同執筆者であるかのように名を連ねている場合は、それをギフトオーサiershipと見なし、当該論文の採択を取り消す。
- (4) 当該研究の倫理審査に関して虚偽の申請が明らかになった場合は、その時点で、応募演題および論文等の採択を取り消す。
- (5) 本学会の倫理審査委員会は、不正の疑惑が生じた場合、研究者に対して実験データや倫理審査の承認書類等の提出を求め、確認する。

6. 二重投稿の定義

- (1) 本学会が発行する印刷物および電子出版物について、既発表の論文、または他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為を、本学会における二重投稿と定義する。
- (2) 原則として、投稿された論文と同一の著者または少なくとも1名の著者が同じで、内容が同一または極めて類似した内容の論文が既に発表されている場合には、本質的に同じ論文と見なす。
- (3) 行われた行為が二重投稿であるか否かの判断は、International Committee of Medical Journal Editors (ICMJE)が提唱する基準に準じる。ただし、論文投稿に関しては、ICMJEにおいて許容される二重投稿の条件であっても、本学会では許容しない。
<http://www.icmje.org/recommendations/browse/publishing-and-editorial-issues/overlapping-publications.html>
- (4) 他の学会や国際会議等のプロシーディングス (Proceedings) は、原則として既に発表された論文として見なすが、例えば、そのプロシーディングスが一般に公開されておらず、発行団体が論文と同等の取り扱いをしていないことが明記している場合等は、許容できる二重投稿と見なせる場合がある。
- (5) 既発表の論文または他学術大会での既発表を、本学会の学術大会等へ演題応募する場合も二重投稿と見なす。ただし、特例として二重投稿と見なされる場合であっても有益な情報が含まれている等、審査において認められる場合は、その事実を演題応募時および発表時に申告した場合においては、許容される二重投稿として取り扱う。なお、本学会は二重投稿を推奨するものではなく、安易な二重投稿は業績の水増しになることに留意する。
- (6) 本学会の地方支部で発表された演題と類似の内容で本学会の総会・秋季学術大会に演題を投稿する行為についても、演題応募時および発表時に申告することで、同様に許容される二重投稿として取り扱う。
- (7) 上記事項以外で、二重投稿の取扱いについて疑義を生じた場合は、編集委員長、英語論文誌編集委員長、または、プログラム委員長が二重投稿の可否について判断し、倫理審査委員長の承認を得る。

7. 利益相反の告知

- (1) 本学会において学術研究発表（論文発表を含む）を行う研究者が、企業等から金銭・物品・株式等の供与を受けており、かつ、その額が年間10万円相当以上で、その事実が公開されなかった場合は、その研究発表の採択を取り消す。
- (2) 原則として、本学会学術研究発表（論文発表を含む）のタイトル、または、本学会における研究班の研究テーマに関して、企業名や、特定の企業を同定できる語句を含むことを認めない。

8. 担務

この内規にかかわる事項の担務は、倫理審査委員会とする。

付 則

1. この内規は、運営企画会議の議決により改訂することができる。
2. この内規は、平成 27 年度事業より適用する。

平成 30 年 3 月 1 日 一部改訂
2019 年（令和元年）9 月 1 日 一部改訂
2021 年 6 月 19 日 一部改訂
2022 年 4 月 30 日 一部改訂